

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日京都市条例第30号）（都市計画局建築指導部審査課）

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）の施行により、建築基準法の一部が改正され、土地の状況等により必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、容積率算定の基礎となる地盤面を別に定めることができることとなったことに伴い、次のとおり、都市計画区域内の斜面地等（斜面又は段地である建築物の敷地で、その高低差が3メートルを超えるものをいいます。以下同じ。）において、住宅の用途に供する建築物の容積率の算定に係る地盤面を別に定めることとしました。

- 1 都市計画区域内の斜面地等においては、住宅の用途に供する建築物の容積率の算定に係る地盤面は、最も低い接地位置の高さにおける水平面とします。
- 2 1にかかわらず、1の地盤面の設定により容積率の制限に適合しないこととなる既存の建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合は、当該地盤面を容積率の算定の基礎としないこととします。

この条例は、平成17年12月15日から施行することとしました。

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第30号

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「含む。）」の右に「及び第52条第5項」を、「制限」の右に「及び住宅の用途に供する建築物の容積率の算定に係る地盤面の設定」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(住宅の用途に供する建築物の容積率の算定に係る地盤面の設定)

第8条 都市計画区域内の斜面地等においては、法第52条第3項に規定する地盤面は、最も低い接地位置の高さにおける水平面とする。

2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成17年12月15日から施行する。

(都市計画局建築指導部審査課)